

2014年11月25日

●●●党  
○○○○○様

## 聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状

日頃、聴覚障害者福祉向上にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

私たち「静岡県聴覚障害者制度改革推進地域本部」は、聴覚障害当事者団体とその支援団体の8団体によって構成し、聴覚障害者福祉に係わる施策をより良いものにするべく活動しております。

特に、障害者権利条約の理念をもとに、障害者施策に当事者が直接参画できる体制の確立、聴覚障害者においては、情報アクセスとコミュニケーションの権利保障を実現するための「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求めているところです。

障害者権利条約では「アクセシビリティ」が重要な権利として位置づけられ、また、障害者差別解消法においても「アクセシビリティ」は重要な理念として掲げられており、この理念を具体化することが急務となっております。

2012年12月の衆議院議員総選挙を経て、今回の選挙においても各政党の聴覚障害者福祉施策についての関心はますます高まってきております。

つきましては、皆さまの見解を広く関係者に周知いたしたく、お忙しいところを大変恐縮ですが、別紙の質問用紙に根拠となる理由を付してご記入の上、12月1日（月）までにメールまたはFAXにてご回答を頂きたくお願ひいたします。

尚、ご回答の結果はご回答の有無、内容を政党別に整理し、また頂いたご回答内容は原文のまま聴覚障害者制度改革推進中央本部ブログ（<http://blog.goo.ne.jp/houantaisaku>）及び構成団体の（公社）静岡県聴覚障害者協会ウェブサイトに掲載させて頂くとともに、報道機関等へ発表していく予定です。

### 聴覚障害者制度改革推進静岡県本部 <構成団体>

(公社) 静岡県聴覚障害者協会 (NPO) 静岡県中途失聴・難聴者協会  
静岡盲ろう者友の会 静岡県手話通訳問題研究会  
静岡県手話通訳士協会 (NPO) 全国要約筆記問題研究会静岡県支部  
静岡県要約筆記サークル連絡会 静岡県手話サークル連絡会

### <事務局>

静岡県聴覚障害者協会内 聴覚障害者制度改革推進静岡県本部  
420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 5階  
TEL 054-254-6303 / FAX 054-254-6294 E-mail [bz799820@bz01.plala.or.jp](mailto:bz799820@bz01.plala.or.jp)

## 質問事項

質問事項のご回答は 12 月 1 日（月）までに、静岡県聴覚障害者制度改革推進地域本部宛て、メールアドレス（bz799820@bz01.plala.or.jp）もしくは FAX（054-254-6294）までお願い致します。

### 1. 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定について

我が国では、2014 年 2 月 19 日に国内でも効力が発効した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティの保障と ICT

（Information and Communication Technology、情報コミュニケーション技術）の利活用を位置づけています（第 2 条「コミュニケーション」、第 9 条「アクセシビリティ」、第 21 条「情報へのアクセス」など）。

また、障害者総合支援法付帯決議にも同様の趣旨が盛り込まれていますが、その趣旨を踏まえた整備はわが国では行われておりません。

私たちは障害者の社会参加（医療、福祉、教育、司法、就労、放送・通信など）に必要な情報アクセスやコミュニケーション手段を保障するため、省庁に横断的に関わる事項につき統括する立場にある内閣府に、視覚、聴覚、言語の機能障害その他の障害のため「情報アクセス・コミュニケーション保障」の法制化を検討する検討会を立ち上げるとともに、立ち上げの際は情報アクセスに障害がある聴覚障害当事者団体に委員を委嘱するよう要望しています。

「情報・コミュニケーション法（仮称）」に対するご見解をお聞かせください。

### 2. 「手話言語法（仮称）」の制定について

現在、「手話」についての条例が、6 つの県市町村で制定され、1300 を超える議会でも手話言語法（仮称）制定を求める意見書が採択されています。また、国会議員の間でも手話学習会を開催するなど、手話に対する取り組みの輪が広がっているところです。

手話は改正障害者基本法でも言語に含まれるものとして位置づけられており、同法ではコミュニケーション手段の選択権は障害当事者にあることが明記されていますが、政策や施策において、手話を獲得し・学び・使用するといった機会の保障がまだ十分になされていません。

私たちは、手話を獲得していない聴覚障害児・者も含めすべての人が手話を学び、「いつでも、どこでも、どんな時でも、どんな内容でも」自由に手話が使える社会環境が作られることを目指し、「手話言語法（仮称）」の必要性を訴えています。「手話言語法（仮称）」に対するご見解をお聞かせください。

### 3. 聴覚障害認定の基準について

現在の身体障害者福祉法による聴覚障害の認定は純音による聴力検査と語音明瞭度検査の結果により判定されており、2013年の厚労省調査によりますと聴覚・言語障害による身体障害者手帳の保持者は45万人と報告されています。聴覚・言語障害者の数は日本での人口比にすると約0.3%です。世界保健機関（WHO）の2005年報告の人口比4.3%、2013年報告の人口比の5.2%と比較しても、極めて低い数値です。この極端に低い数値の最大の理由は、WHOが純音聴力レベル41デシベル以上を聴覚障害としているのに対し、我が国では純音聴力70デシベル以上を聴覚障害としていることに起因していると考えます。

聴覚障害に関する福祉サービスは、ほとんどがニーズアセスメントではなく手帳制度で運営されています。手帳取得に係る障害認定が聴覚障害者の範囲を決め、利用サービスの内容を決めるため、軽度の聴覚障害者は福祉の対象とならず、生活に大きな支障を抱えたままの生活を強いられることになります。

これらの改善のため、現行の障害認定の基準をWHOの基準並みに改定することが当面の急務と考えますが、ご見解をお聞かせください。

### 4. 手話通訳者の身分保障について

聴覚障害者の社会参加（権利保障）場面において情報・コミュニケーション保障を担う手話通訳者の雇用状況は、正規雇用19.6%（233人）、非正規雇用79.5%（945人）（全通研2010年調査）と聴覚障害者の権利を保障する業務内容の重さに比して劣悪であり、改善が必要と考えます。

聴覚障害者の社会参加の一翼を担う手話通訳者が期限付きの非常勤では継続した責任ある支援が望めません。

専門職として手話通訳者の正規職員雇用の必要性について、ご見解をお聞かせください。

## 5. 手話通訳制度における資格について

障害者基本法に手話を言語として位置付けたことから今後、手話の普及・定着と合わせ耳の聞こえないものと聞こえるものの意思疎通は極めて重要な政策課題となると考えています。

意思疎通の役割を担う質の高い手話通訳士の人材確保を進めるために、現在の厚生労働大臣公認資格から国家資格へと格上げすることが必要だと考えますが、ご見解をお聞かせください。

## 6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

現在、厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会において「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講すべき措置に関する指針（案）」の検討がされています。聴覚言語障害の分野別指針案では、「募集及び採用時」に「面接を筆談等により行うこと」となっています。「筆談等」の「等」には手話通訳や要約筆記も含むという解釈だと考えますが、この記載では、手話通訳者や要約筆記者を依頼することは、採用側にとり「過重な負担」という論拠を与えやすいと思います。

聴覚障害者の採用時の面接には筆談はじめ手話通訳、要約筆記等適切な方法をとることが明記されるべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

## 7. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

政党名	ご氏名	選挙区